

モバイル Wi-Fi ルータ貸与申請書兼誓約書

石狩市教育委員会 教育長

私は、下記、「貸与に係る留意事項」のすべての項目について確認し、モバイル Wi-Fi ルータ及び付属品の貸与を申請します。

令和_____年_____月_____日 学校名：_____

_____年_____組_____番 お子様氏名：_____

申請者（保護者）氏名：_____ 印（自署のみ押印省略可）

貸与に係る留意事項 （モバイル Wi-Fi ルータ及び付属品）

- ・ GIGA スクール構想に基づき市立学校に在籍する児童生徒が家庭で端末により学習するためにモバイル Wi-Fi ルータ等機器（以下、「貸与機器」という。）の無償貸与を以下のとおり実施します。貸与機器の利用に係り、本書の提出をお願いします。
- ・ 貸与期間は、市内中学校・義務教育学校在籍期間中又は貸与を受ける必要がなくなるまでとします。
- ・ 転校、卒業などにより在籍期間が終了する場合は、貸与機器を遅滞なく返却してください。
- ・ 貸与機器の利用については、下記の事項を遵守し、著しい違反があったときは貸与を取り消すことがあります。

記

1. 公序良俗に反することや、違法行為、極端に生活リズムを崩すような利用はしないよう、お子様をご指導ください。本市において貸与機器の通信記録や、Web アクセスの履歴を調査・確認することがあります。なお、学校外での利用における、インターネット接続に係る通信料金や充電の際の電気代については、ご家庭でのご負担をお願いします。
2. 貸与機器の利用にあたり、以下の事項を禁止します。以下の事項が守られず、貸与機器が正常に使用できる状態で返却されなかった場合には、弁償等の対応をしていただくことがあります。
 - (1) 貸与機器を利用者以外の者（利用者を指導する教職員を除く）に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸与機器を売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3) 貸与機器に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
3. 貸与機器について、万が一、故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに教育委員会に申し出た上、指示に従ってください。必要な手続きをお願いすることがあります。故障と判断しても、無断で修理をしないでください。なお、盗難等の被害にあった場合には、警察に届け出て、その証明を受けてください。

※市立学校に兄弟姉妹がおり、それぞれに貸与を希望する場合 1人につき1枚、本書を提出してください。

※本書のコピーおよび貸与機器を後日お子様にお渡しします。大切に保管してください。